

論文提出による博士（歯学）の学位授与に関する取扱い内規

昭和61年 7月16日制定
平成4年 5月20日改正
平成12年 3月15日改正
平成13年 3月12日改正
平成17年 4月1日改正
平成22年 7月7日改正
平成27年 1月22日改正
令和4年 3月10日改正
令和6年 12月4日改正
令和7年 8月8日改正

第1条 岩手医科大学大学院歯学研究科(以下「本研究科」という。)における論文提出による博士(歯学)(以下「論文博士」という。)の学位授与に関する取扱いについては、岩手医科大学学位規程(以下「本学学位規程」という。)の定めるもののほかは、この内規の定めるところによる。

(学位申請資格)

第2条 本研究科において論文博士の学位を申請することのできる者は、次の各号のいずれかの歯学研究歴を有し、かつ、そのうち少なくとも1年は本学における歯学研究歴を有するものとする。

- (1) 大学において歯学又は医学の課程を卒業した者は、基礎系においては5年以上、臨床系においては6年以上
 - (2) 大学において歯学又は医学の課程を卒業した者で本学の研究生として在学した者は7年以上
 - (3) 歯学又は医学の課程を経ない者は、次に掲げる者の区分に応じた年数
 - ア 大学院博士課程修了者 5年以上
 - イ 大学院修士課程修了者 7年以上
 - ウ 大学卒業生 8年以上
 - エ 本学の研究生 9年以上
 - オ 短期大学卒業生 12年以上
 - カ その他の学歴を有する者 本研究科委員会において別に定める年数
- (歯学研究歴)

第3条 前条の歯学研究歴とは、次に掲げる期間をいう。

- (1) 大学の専任職員(助教(任期付含む。)、研究員(常任に限る。))として研究に従事した期間
- (2) 退学した大学院の在学期間
- (3) 本学の研究生として在学した期間

- (4) 大学において歯学の課程を卒業し、本学附属の歯科医療センターにおいて臨床研修
歯科医師として在籍した期間
 - (5) 本研究科委員会の認める研究機関において専任職員として研究に従事した期間
 - (6) 本研究科委員会が前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間
- 2 研究歴年数が基礎・臨床両系に亘る場合は、基礎系年数に6／5又は臨床系年数に5／6を乗じて得た年数を、論文提出講座の年数に併算して算定するものとする。但し、この場合、学位論文に関係の深い講座に3年以上の研究歴を有することを必要とする。

(予備審査)

第4条 論文博士の学位の授与を申請しようとする者は、本研究科教務委員会が行う予備審査を受けなければならない。

2 本研究科教務委員会は、論文を提出しようとする者に対し資格審査を行い、その結果を本研究科委員会に報告する。

3 本研究科教務委員会は、学位申請があった日から原則として1カ月以内に予備審査を完了しなければならない。

4 予備審査に係る申請書類等は次のとおりとする。

- | | |
|---|---------------|
| (1) 予備審査申請書(様式9) | 1通 |
| (2) 学位論文 | 4部及びデータ(PDF) |
| (3) 参考論文(2編以上) | 各4部及びデータ(PDF) |
| (4) 論文目録(様式4) | 1通 |
| (5) 主論文要旨(様式8) | 1通 |
| (6) 履歴書(様式5) | 1通 |
| (7) 学位論文提出者概要 | 1通 |
| (8) 研究歴証明書(様式7) | 各1通 |
| (9) 戸籍抄本 | 1通 |
| (10) 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業証書(学位記)写
(本学卒業者を除く) | 1通 |
| (11) 歯科医師免許証又は医師免許証を有する者はその写 | 1通 |
| (12) 紹介状(様式10) | 1通 |
| (13) 推薦書 | 1通 |
| (14) 共著論文承諾書(共著論文の場合のみ) | |
| (15) 学位申請者他の分担内容(共著論文の場合のみ) | |

5 予備審査申請書に学位論文指導者名及び紹介者名の記入捺印のないものは受理しない。

6 学外者よりの学位論文審査申請の場合には、本研究科委員の紹介状(様式10)及び所属研究機関長の推薦書を添付しなければならない。

(学位申請の手続)

第5条 予備審査の結果、学位申請を承認された者は次の書類等に論文審査手数料を添え、本研究科長を経て学長に申請するものとする。但し、2～15の書類等は予備審査に提出し

た書類等で代用できる。

- | | |
|---|---------------|
| (1) 学位申請書（様式6） | 1通 |
| (2) 学位論文 | 4部及びデータ（PDF） |
| (3) 参考論文 | 各4部及びデータ（PDF） |
| (4) 論文目録（様式4） | 1部 |
| (5) 主論文要旨（様式8） | 1通 |
| (6) 履歴書（様式5） | 1通 |
| (7) 学位論文提出者概要 | 1通 |
| (8) 研究歴証明書（様式7） | 各1通 |
| (9) 戸籍抄本 | 1通 |
| (10) 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業証書（学位記）写
（本学卒業者を除く） | 1通 |
| (11) 歯科医師免許証又は医師免許証を有する者はその写 | 1通 |
| (12) 紹介状（様式10） | 1通 |
| (13) 推薦書 | 1通 |
| (14) 共著論文承諾書（共著論文の場合のみ） | |
| (15) 学位申請者他の分担内容（共著論文の場合のみ） | |

- 2 学外で作成した論文をもって学位申請する場合は、その論文の研究指導者から論文内容を保証する書類の提出を求めることができるものとする。

（学位論文審査委員の選出）

第6条 主査および副査は本研究科委員会が選出した大学院担当教員とする。

- 2 学位論文審査委員は、主査1名、副査2名とする。但し、本研究科委員会が必要と認めるときは、副査をさらに2名まで加えることができる。

- 3 学位論文の共著者に加わっている者は、主査になることができない。

- 4 本研究科委員会委員以外の者が学位論文審査委員となった場合、その審査委員は、当該学位論文1件について、本研究科委員会における合否の議決に加わることができる。

（学位論文の審査、試験及び試問）

第7条 審査委員は、学位論文を審査し、学位申請者に出頭を求め、学位論文について質疑を行う。

- 2 試験（外国語においては英語）により、学位申請者が広い学識を有することを確認する。なお、試験合格の有効期限は、原則として合格通知日から4年間とする。

（学位論文）

第8条 学位論文は単著論文又は学位申請者が第一著者である共著論文をもって学位を請求することができる。但し、共著論文にあっては別に定める。

- 2 学位論文は印刷公表したものとする。印刷中の場合は、その掲載証明書の添付を必要とする。

(参考論文)

第9条 参考論文は2編以上とする。

(学位申請の時期)

第10条 学位申請等の時期については、本研究科委員会が定める所定の日程とする。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、本研究科教務委員会の議を経て本研究科委員会が決定する。

附 則

この内規は、昭和61年7月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成10年4月1日から施行する。

2 この改正内規施行の際、平成10年3月31日まで、本学専攻生として在籍している者の研究歴は従前の規程を適用する。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月7日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年1月22日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年9月1日から施行する。(提出書類の変更、共著論文の明記)